

(栗東ニューハイツ) R D 最終処分場問題地元説明会資料

1 . 地元説明会の開催概要

開催日

平成20年 6 月11日

平成20年 9 月 3 日

開催主旨

(6 月11日) 県が原位置浄化策 (D 案) を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換

(9 月 3 日) 1 巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める

説明資料

(6 月11日) ・ R D 最終処分場問題地元説明会資料

- ・ 県が行う工法提案要請の概要について

- ・ パワーポイント説明資料

- ・ R D 最終処分場模型

(9 月 3 日) ・ 平成 2 0 年 6 月県議会答弁

- ・ R D 最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応 (案) について

- ・ R D 最終処分場問題地元説明会における質問事項等について

- ・ R D 最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>

- ・ R D 最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール (案)

主な意見

	6 月11日	9 月 3 日
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ D 案は知事のマニフェスト違反である。 ・ D 案選択の本音はカネではないのか。 ・ 岐阜市椿洞で全量撤去の前例があるのになぜしないのか。 ・ 地元説明会の時期、詳細設計手続きの時期等、知事の政治姿勢が行政不信を増大させている。 ・ 栗東市民の命を大事に考えてほしい。 ・ 対策案比較表は問題を複雑にして素人にはわからない。 ・ D 案でつっきるのはやめてほしい。対策工を再度考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量撤去が対策委員会、住民等のほとんどの意見であるのに、頑なに D 案を提案するのはなぜか理解できない。 ・ D 案を恒久対策だということで賛成した対策委員はいない。 ・ 各案を別々に説明するのではなく、A2 案と案を比較して説明し納得できればいい。 ・ 何か全体をみると騙されているように感じる。 ・ 概算事業費の根拠資料を提出したほうがいい。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然換気により、有毒ガスによる低濃度被爆の恐れがある。 ・ 有害物封じ込めにより地域に不名誉なレッテルが貼られる。 ・ 許可容量超過容認は県への信頼を失わせる。 ・ 許可容量以上の廃棄物は撤去してほしい。 ・ 焼却炉は解体撤去してほしい。 ・ 焼却炉工事の際は周辺の汚染土壌もあわせて撤去してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物の掘削除去について、A 2 案では分別することは不可能であるが、D 案では除去するというのは矛盾している。 ・ D 案の結論ありきで都合の良い意見、データ等を引用し、保身のために説明会を開いているだけだ。 ・ これから実施設計をして内容を固めるという中途半端な状態では納得できない。 ・ 深堀穴修復を R D 社に命令しているのに粘土層修復工事が技術的にできないというのは疑問である。

(主な意見つづき)

	6月11日	9月3日
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ D案は「臭いものに蓋」である。 ・ D案の有害物撤去はどうなるのか。結局A2案になるのではないか。 ・ まず「どうすればきれいになるか」を考えるべきである。 ・ 粘土層を修復するのが最善の策である。 ・ 「井戸+自然換気」では浄化できない。 ・ 法的なことを言われてもしょうがない。住民の言うことを聞く気があるかどうかである。 ・ 掘削調査も1mずれば全然結果が違う。全部掘らないとわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ E案では、追加調査でわかった漏水箇所部を緊急対策として修復してほしいと提案している。 ・ 遮水壁を施工するときに粘土層を壊すのではないか。 ・ ソイルセメントは現場の土を混ぜて不純物がある中であるから完全でない。 ・ 土中構造物は破壊されにくいとあるが、阪神大震災の時には地下鉄の駅が全壊している。 ・ 有害物があったらさらに外につくるべき。 ・ 電気探査は、前回もわからなかったのに、今度もドラム缶等見つかるはずがない。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年ですべてきれいになるのか。 ・ 地下水には今も有害なものが流れている。こんな水で米や野菜を作って大丈夫か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物がいっぱい入っているのに35年で安定するのか不安である。
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成10年に県がきちんと対応していれば現在のようにならなかった。 ・ 排出業者に費用負担させる等してほしい。 ・ RD問題解決の請願の採択からドラム缶を見つけるのに8年もかかった。前知事が言った「住民に不安がある間はRD問題は解決しない」というのもまだそのままである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの説明会の主要な意見に簡単なコメントをつけてほしい。

2. 地元住民の皆さんの意向反映について(4つの柱)

項目	内容
有害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却炉の解体撤去 ・ 追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処
対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事実施期間中、周辺生活環境に配慮
モニタリングと監視委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施 ・ 監視委員会で住民の皆さんとともに監視
処分場土地の県有地化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討

平成20年9月3日の説明会でいただいた質問書に対する回答
（9月3日の質疑応答の要約）

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

番号	質問	回答
6 月 11 日 の 質 問	1 D案は公約違反であると認めるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前回、知事が出席したときに、今、全力を挙げて対応をとらせていただいているところだとコメントした。 ・マニフェストと公約については、選挙民と知事との関係と思うので、知事の言葉を引用するしかないと思っている。
	2 滋賀県の産廃最終処分量は年間15万トンである。RD最終処分場の廃棄物を排出する場合の年間の許容量はいくらか。	<ul style="list-style-type: none"> ・全量撤去する場合には、本当に持ち出すもの、リサイクルするもの、焼却するもの、いろんな区分に分かれてくると思っている。 ・持ち出す場合には、搬出先の受入れ基準に従うことになる。 ・処分先の確保が困難といっていると思う。 ・処分先は県内には今のところない。 ・どういう性状でだったら、何tまでというデータは持っていない。
	3 現地処理案を採用した場合、処分場廃止にいたるまでの総費用の見積額は。	<ul style="list-style-type: none"> ・D案でしたら45億円+ で出ている。 ・+ は、詳細設計の中の調査で確定する。 ・100億になるとか、そういうことまでは考えていない。
	4 ガスの自然換気にもなう被害をどうするつもりか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然換気口を作って空気を送り込むことによって、硫化水素、メタン等の発生は抑制される。 ・しばらくの間（掘削時）はガスが出てしまうことがあると思う。 ・現時点でどこでどのくらいの硫化水素が出てくるということとはわからない。
	5 地下水の水圧管理によって、経堂が池の湧水が生じた場合の対策はどうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・数十センチくらいの水位差をつけるということで考えており、遮水壁自体も漏れても水量としては多くないと考えているので、湧水が生じるとか、経堂ヶ池の水に影響が出るとことは考えていない。 ・もし減ってくるようなことがあれば、いきなり減るのではなく、徐々に何かの変化が見られると思うので、その辺りは状況に応じて調査をすとかいう話になる。 ・もしこの対策工によって影響が出ているというのが明らかになれば当然対策という話になる。
	6 地域にスティグマが貼られることによる損失に対する対応はどうするつもりか。	<ul style="list-style-type: none"> ・損失というものはどのようなものかも分からないし、対応についても今のところ何も考えていない。 ・近隣に対する影響は、生活環境保全上の支障が止まるわけなので地価が下がる要素はないと思っている。 ・損失の意味をはっきり言ってもらえれば検討させてもらいたい。

番号	質 問	回 答
6 月 11 日 の 質 問	7 再び許可容量の変更を追認するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法にも基づいて代執行事業でやるという形で対策を考えているので、故意的に認めるということとはしていない。 ・もともと是正というのは事業者がやるべき話と思っている。 ・事業者が倒産しており、改善命令はかけられない。 ・追認に該当するのかというのが理解できない。
	8 対策委員会の答申を無視して現地処理案を採用する理由は財政事情が厳しいからか。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づいて代執行事業をやる、そして国からの特措法の支援を得るということで事業を1日も早く行いたい、問題を解決したいという思いで、この原位置浄化策を進めており、ただ単に財政事情だけではない。 ・遮水壁を設けて、水処理施設をして、そしてきっちり監視していくことによって恒久対策になるというように考えており、財政事情という理由ではないと思っている。
	9 A2案の工期・工費の検討状況を問う。	<ul style="list-style-type: none"> ・答申では243億、13年ということだが、A2案は限りなくA1案に近くなるということなので、これより高くなるし時間も掛かると考えている。 ・前回、費用の出し方が過大ではないかという意見をいただいたが、それは完全な積算でなく、例えば遮水壁でもよりいいものを作ろうとすれば通常使っているソイルセメントよりも単価が高くなるし、そういうことを含めて、少し高い面があるかもしれないが、妥当な金額と考えている。
	10 対策委員会答申前(2月の段階で)県として採用する工法が決定していたというのは事実か。	<ul style="list-style-type: none"> ・この決定という意味、いろいろあると思う。 ・知事が公にいつしたのかということから言えば、5月の15日ということである。 ・我々はあくまでも知事が決めることに対して補助執行として作業をしている。我々が事務的に作業的に、効果的合理的な面からいうことで、いろいろ考えている時期は確かに2月、3月と考えている。
	11 「対策実施の基本方針」の「大原則」である「互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たる」というのは堅持されるのか。合意と納得がない場合、工事の強行はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・合意と納得がない場合は工事の強行というものは出来ないものと理解している。
12 旧焼却炉周辺のダイオキシン汚染土壌は撤去するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去の前にその周辺について調査が必要と考えている。 ・調査の結果、特別管理産業廃棄物相当等の高濃度のダイオキシン等があれば撤去することになる。 	

番号	質 問	回 答
新たな質問	1 旧焼却炉は撤去するののか。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の皆さんの強い要望について、県がどう受けとめてどう回答させていただくかだと思っている。
	2 PCBの調査と処理はどうするののか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在ドラム缶の中に入っているタール類等の PCB 廃棄物等については低濃度廃棄物なので処理方法が現在検討されている状況であり、適正に処理されるまで適正保管という形になる。 ・低濃度のものについては、現在、国の方で通常の処理法で出来るかどうかという検討がなされている。 ・処分場の中の PCB の調査については、汚染の元になると考えられるようなものについては、現在のところ確認されていないが、あれば撤去する。 ・特段高い濃度のところがあれば対応が必要と思っている。 ・今後ドラム缶等の調査等も考えているので、その際に見つかれば確認をする。
	3 D案実施によって撤去する有害物とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・先に説明したとおりである。 ・今出ているドラム缶内容物とか、有害産業廃棄物は撤去していきたい。
	4 D案実施によって撤去する有害物の量はどのくらいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・分けること出来ないものについては一体で処理することになる。
	5 県 1で有害物が検出されているが、その原因調査はどうするののか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年の2月に実施しました掘削調査で洗濯汚泥、トリクロロエチレンが入っているような汚泥が見つかっていない。 ・証言を聞いてケーシング調査したが、それらしきものが出てきていない。 ・詳細調査の中で考えていきたい。 ・原因物質を取れば、水処理施設の運転期間、早期の安定化につながると思うので、調査は必要と思っている。
	6 周辺で総水銀が検出されているが、処分場由来ではないののか。	<ul style="list-style-type: none"> ・因果関係ははっきりしない ・もし原因が処分場であれば、遮水壁で総水銀はとまると思っている。 ・因果関係がはっきりしないものについて、目標値に上げることは難しい。 ・栗東市の調査委員会の中でもっと詰めてもらえばいいと思う。
	7 A 2案を主唱された梶山正三氏を近く招く予定でいるが、その際には、県担当者にも来ていただきたいと思っている。集会参加していただけますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・出席する予定はない。 ・対策委員会で意見をいただいたので、今、そういう形で意見交換するつもりはない。 ・もともと対策委員会の中で先生方から意見いただいたものについて、県が原位置浄化策ということにしたものであるので、参加させていただく予定は今のところない。 ・対策委員会での長い議論を経て、いよいよ実質の段階に入っているので、いま選択肢の議論ではないと思っている。 ・梶山先生以外については、またそういう方をおっしゃっていただいて、お話し合いをさせていただくことは大事と思うが、何よりも住民の皆さんと話すことが大事と思っている。

番号	質 問	回 答
新 た な 質 問	8 この集会予告がHP掲載されないのはなぜか。結果報告はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・我々事務方が、前回の説明をさせていただくということで寄せていただいております、あえてHPに予告をする必要もないと判断している。 ・結果報告については、我々は基本的には公開という形になっているが、その内容をHPに載せる載せないについては、自治会の承諾をいただければ出していきたいと思っている。
	9 公開質問(6/9・7/7)への返答はいついただけるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・返答は、今のところ出す予定はない。 ・いただいた文書については、知事に見せている。